

補助金の代理受領制度の利用について

代理受領制度とは・・・

市から給付される補助金を、申請人（住宅所有者の方等）に代わって、工事等を実施した事業者が受け取ることができる制度です。

代理受領制度を利用することで・・・

市から直接、事業者等へ補助金が支払われることで、申請人は自己負担分の金額のみを用意すればよく、工事代金等の費用全額を用意しなくて済みます。

《参考例》耐震改修工事の補助事業の場合

耐震改修工事費が 150 万円で、補助金額が 120 万円の場合(補助率 4/5)

通常支払い



申請人から請負業者へ工事費 150 万円支払い
工事費 150 万円の領収書（写し）を市へ提出
市から申請者へ補助金 120 万円支払い

申請人は、一旦、工事費の全額
を負担しなければならない
（自己資金が必要）

代理受領払い



申請者から改修事業者へ自己負担分の工事費 30 万円支払い
自己負担分 30 万円の領収書（写し）を市へ提出
市から改修事業者へ補助金 120 万円支払い

申請人は自己負担分 30 万円
のみ用意すればいい

代理受領制度の利用にあたっての注意事項

- ・代理受領払いができるのは、申請人（法人を除く）と直接契約し、工事等を実施した事業者に限ります。
- ・代理受領制度の利用にあたっては、交付申請時に「代理受領事前届出書」、補助金請求時に「代理受領制度の委任状」が必要です。
- ・実績報告時に提出する領収書については、『契約書又は見積書の額から補助金の額を差し引いた額の領収書（写し）』を提出してください。
- ・補助金の支払いは、市の完了検査終了後、3週間ほど後となります。事業者が代金（補助金分）を受領できる時期が、契約書で定められた期限を過ぎてしまう場合がありますので、契約者間で十分に協議し、申請してください。
- ・自己負担分以上の金額を支払っている場合は、本制度を利用できません。

鳥取市長 様

申請人 住所
氏名
電話 ()

代理受領事前届出書

鳥取市補助事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱第3条の規定により、下記建物所在地で実施する補助事業における補助金の交付の請求及び受領を、下記の事業者委任する予定であることを届け出ます。

記

補助事業	震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱 アスベスト撤去支援事業補助金交付要綱 空家等除却事業費補助金交付要綱 福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱 土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業費補助金交付要綱 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱
建物所在地	

上記権限の委任を受けることを予定しています。

事業者（予定受任者）

所在地 ¹	
名称 ²	
役職・代表者氏名 ³	
電話番号	

1 個人事業主の場合は住所を記載

2 個人事業主の場合は記載不要

3 個人事業主の場合は氏名を記載

(注1) 代理受領制度を利用した場合、補助事業の契約に係る申請人から事業者への支払額の一部は、補助金の代理受領によるものとします。

(注2) 本様式は、補助金等交付申請書に添付し、提出してください。

令和 年 月 日

鳥取市長

委任者（申請人）

住所

氏名

印

代理受領に係る委任状

私は、令和 年 月 日付け鳥取市指令受都指第 号をもって、交付決定のありました補助金について、鳥取市補助事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱第6条の規定により、補助金の交付の請求及び受領の権限を委任します。

記

補助事業	震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱 アスベスト撤去支援事業補助金交付要綱 空家等除却事業費補助金交付要綱 福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱 土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業費補助金交付要綱 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱
建物所在地	
補助金額	金 円

上記補助金の交付の請求及び受領の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（事業者）

所在地 ¹	
名称 ²	
役職・代表者氏名 ³	印

1 個人事業主の場合は住所を記載

2 個人事業主の場合は記載不要

3 個人事業主の場合は氏名を記載

（注1）自書によるものであっても、委任者及び受任者の押印が必要です。

（注2）代理受領制度を利用した場合、補助事業の契約に係る申請人から事業者への支払額の一部は、補助金の代理受領によるものとします。

（注3）本様式は、補助金等交付請求書に添付し、提出してください。